

# 熊本市で新規にわな猟免許を取得された皆様へ 有害鳥獣捕獲に関する手続きについて

◆イノシシの有害鳥獣捕獲を行うには・・・

- 熊本市への**捕獲許可**申請
- 捕獲等に伴う事故により生じた損害について賠償できるよう、**大日本猟友会の共済保険又は民間会社の賠償責任保険（保険金額 3 千万円以上）**への加入
- 捕獲方法や捕獲場所によっては**狩猟者登録**が必要になります。

## わな猟免許取得

STEP1

### 損害保険への加入の検討

#### 猟友会の保険に加入する場合

地域の支部に属し、狩猟者登録等を行い、会費（大日本猟友会費・県猟友会費・支部会費）を払うと、狩猟事故共済保険（保険金額 3 千万円以上）に加入できます。

#### 民間保険会社の保険に加入する場合

賠償責任保険（保険金額 3 千万円以上）等の商品がありますので保険会社にご相談ください。

STEP2

### 捕獲方法の検討



#### 箱わな

#### 狩猟者登録

- ◆市内で活動する場合は**不要**
- ◆市外でも活動する場合は、狩猟者登録が必要になる場合があります。



#### くくりわな

#### 狩猟者登録

- ◆市内で活動する場合は**1 年目のみ登録が必要**
- ※危険性が高いため狩猟で**1 年間**の経験を積んだうえで有害鳥獣捕獲の実施が可能

★狩猟者登録は、狩猟をしようとする都道府県に申請を行い、登録手数料や狩猟税を納める必要があります。  
なお、登録期間は 11 月 1 日から 3 月 15 日で、申請は毎年 9 月中旬からはじまります。

STEP3

### 捕獲許可申請

※申請書類については、熊本市鳥獣対策室までお問い合わせください。

お問い合わせ

- 【熊本県猟友会】 猟友会への加入に関すること・・・ TEL096-365-6661
- 【熊本県自然保護課】 狩猟者登録に関すること・・・ TEL096-333-2275
- 【熊本市鳥獣対策室】 捕獲許可申請に関すること・・・ TEL096-328-2369